

改正

平成31年3月29日議会条例第2号

昭和町議会基本条例（平成22年条例第15号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会・委員会並びに議長及び議員の活動原則（第5条—第9条）

第3章 議会と町民との関係（第10条—第13条）

第4章 議会と町長等との関係（第14条—第18条）

第5章 自由かつ達な討議の拡大（第19条）

第6章 政務活動費（第20条）

第7章 議会の体制整備（第21条—第25条）

第8章 議員の定数、議員報酬及び政治倫理（第26条—第28条）

第9章 災害時の危機管理（第29条）

第10章 補則（第30条・第31条）

附則

前文

日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制のもと、町議会は、選挙により選ばれた町民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、多人数の合議制の機関として、町議会と町が切磋琢磨して重要な意思決定をし、議決責任を持つ役割を担っている。

地方分権時代を迎え、ますます行政需要が増大し、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大されてきていることから、本町でも、自立的な自治運営を支えるため行財政基盤を更に強化するとともに、地方が抱える諸課題に対してよりの確に対応することが必要となっており、町議会の役割がますます重要となっている。

このような状況の中で、議会は、効率的でわかりやすい運営を行い、町民の意思を反映した「開かれた議会」を目指すとともに、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを更に強化していかなければならない。

そのために、町議会そして議員が、従来の活動にとどまることなく自己の資質向上を図りながら

議会改革を推し進め、また、議会の構成員である議員の役割と身分上の位置づけの明確化を図ることが必要である。町議会は、より「住みやすい町」を目指し、町民の信託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念及び議員の活動原則を定めるとともに、自主的かつ自立的な議会運営を実現するための基本的な事項を定め、議会と町民及び議会と町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)との関係等を明らかにして、議会の使命を果たすことにより、町民福祉の向上と町の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、日本国憲法第93条第1項の議事機関として、住民自治及び団体自治の進展を図り、地方自治の本旨の実現を目指すこと。

2 議会は、議会及び町長の二元代表制のもと、町民の代表として、その信託に応えること。

3 議会は常に町民に対する議決責任と説明責任を果たし、町民に信頼される存在感ある議会とするため、不断の努力を貫くこと。

(この条例の位置付け)

第3条 この条例は、議会における議会運営の最高規範であって、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

2 議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会を運営すること。

(定例会の回数)

第4条 定例会の回数は、昭和町議会の定例会の回数を定める条例(昭和26年昭和町条例第2号)の定めによる。

2 本町議会の会期及び運営等については、会議規則の定めによる。

第2章 議会・委員会並びに議長及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、次の原則に基づき活動を行うこと。

(1) 町民に開かれた議会、町民とともに歩み行動する議会を常に念頭に置き、議会の機能強化を進めること。

(2) 公正性・透明性及び信頼性・倫理性を確保し、町民に信頼される開かれた議会運営を行うこと。

- (3) 町民参加の機会の拡充を進めながら、町民の多様な意見や要望を的確に把握し、町政の監視及び評価の強化とともに、政策立案・政策提言等を積極的に進め、町政に反映させるための運営に努めること。
- (4) 議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定に当たっては議員間の自由かつ達な討論を重んじ、論点・争点を明らかにすること。
- (5) 議会への多様な町民参加を促進するため、町民の傍聴意欲を高める議会運営を行うこと。
- (6) 町民にとって解りやすく、かつ、開かれた議会運営に努めること。
- (7) 議会運営上の定めは適宜見直しを行うこと。

(委員会の活動原則)

第6条 昭和町議会委員会条例（昭和63年昭和町条例第12号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）での審査に当たっては、資料等を公開しながら、町民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めること。

- 2 委員長は、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。
- 3 委員会は、町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等を説明するため、井戸端会議、懇談会等を行うよう努めること。

(議長の選出及び活動原則)

第7条 議会は、議長の選出に当たり、所信を表明する機会及び議員からの質問を受ける機会を設けること。

- 2 議長に就任後、その職を志願した時の所信に基づき、基本的活動方針を明らかにすること。
- 3 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第8条 議員は次に掲げる原則に基づき活動を行うこと。

- (1) 議員は、議会が言論の府であること、及び合議制機関として議決責任と説明責任を深く認識し、議員相互の討議を重んじること。
 - (2) 議員は、町政の課題全般について、町民の意見や要望を的確に把握し、政策提言・議会審議に生かすこと。
 - (3) 議員の自己能力を高める不断の研さんにより、町民の代表としてふさわしい活動をする
- と。

(4) 議員は、議会の構成員として、町全体の行政の発展、町民福祉の向上を目指して活動すること。

(5) 議員の政治倫理と品位を常に自覚し行動すること。

(議決責任等)

第9条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、町民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、町民に対して説明する責務を有する。

第3章 議会と町民との関係

(町民との関係)

第10条 議会は、町民に対しその有する情報を発信・公開し、説明責任を十分に果たすこと。

2 議会は、町民、町民団体等との意見交換の場を多様に設けて、町民が議会活動に参加する機会の確保に努めるとともに、議会及び議員の政策能力を強化して、政策提案の拡大を図ること。

3 議会は、町民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めること。

4 議会は、町民に対して議決責任・説明責任を果たさなければならないことから、議案等に対する議員個々の賛否を「議会だより」等で公表するなど、議員の活動状況を町民が的確に評価できる情報とし提供すること。

5 議会は、井戸端会議等を全地区対象に実施し、議会報告を行うとともに町民意見や情報収集に努めること。

(議会モニターの設置)

第11条 議会は円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、次により議会モニターを設置する。

(1) 運営については、議会モニター設置要綱による。

(2) 議会は、議会モニターを町民により構成し、議会運営と「議会だより」等作成に関する意見や改善提案等を受ける。

(3) 議会は、議会モニターの意見や改善提案等を受けたときは、議会活動に反映すること。

(会議等の公開)

第12条 議会は、本会議及び委員会（以下「会議等」という。）を原則として公開し、会議等で使用した資料を公開するとともに、町民が傍聴しやすい環境の整備に努めること。

(請願及び陳情)

第13条 請願書、陳情書又はこれに類するもの（要望書、嘆願書、要請書等）は、政策提言と位置

づけ、議長が議会運営委員会に諮って審査の必要があると認めるものは、請願書の例により処理し、審査の必要がないと認めるものについては、議員配布のみとし審査は行わない。

- 2 憲法で認められている請願書・陳情書等の権利を十分に尊重するために、請願・陳情者には本会議や常任委員会等で、意見陳述の機会を保障する。

第4章 議会と町長等との関係

(町長等との関係の基本原則)

第14条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、町長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たすこと。

(町長等と議会及び議員の関係)

第15条 議会審議における議員と町長等の関係は、それぞれの特性を生かし緊張関係を保持し善政競争を行うこと。

- 2 本会議における議員と町長等の質疑応答は、広く町政上の論点・争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- 3 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て議員の質問及び質疑に対して、論点・争点の明確化を図るため、問うことができる。
- 4 一般質問は、事前通告し町長等は答弁書を質問議員に提出するものとし、質問に当たっては目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、政策提言等に努めること。
- 5 議員は、二元代表制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関・審査会等の委員に原則就任しないこと。
- 6 議会は、町の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、町政の発展と町民福祉につながる条例の提案・議案の修正・議決等の政策提案に積極的に取り組むこと。

(議会への説明等)

第16条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画（町政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいう。以下同じ。）等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、町長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めること。

- 2 議会は、町長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するように求めること。
- 3 議会は、町長等が予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更にあたっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重

するように求めること。

4 議会は、町長等が提案する重要な政策について、議会審議における論点を形成し、その政策水準を高めるよう、町長等に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求める。

- (1) 提案に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策と比較検討
- (3) 町民参加の実施方法の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算
- (7) 政策による成果・効果（決算審議）

（議決事件）

第17条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する議決事件は、町の総合計画に関わる基本構想と基本計画の策定・変更・廃止に関することとする。

2 前項の議決事件は、議会において不断に見直しすること。

（監視及び評価）

第18条 議会は、町長等の事務の執行について監視及び調査を行うこと。

2 議会は、予算の承認、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、町民に町長等の事務の執行についての評価を明らかにするよう努めること。

3 議会は、まちづくりの基本構想に基づく総合的計画や重要な施策等について、その経過を常に検証し、評価すること。

第5章 自由かつ達な討議の拡大

（自由かつ達な討議）

第19条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を重視し活発にすすめること。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案、請願、陳情等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由かつ達な討議により議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たすこと。

3 議員は、前2項の規定による議員相互間の自由かつ達な討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めること。

4 前各項を効率的に機能させるため、委員会間の情報共有の場として、全員協議会を開催する。

第6章 政務活動費

(政務活動費の活用と公開)

第20条 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、町民に対し説明責任を果たすため、視察等報告（使途計画・収支報告書・領収書・活動実績等）を提出する。尚、報告書は議員図書室に置いて閲覧できる状態にすること。

2 議員は、昭和町議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年昭和町条例第5号）に基づいて交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言、審議等のための調査研究を積極的に行うこと。

3 議員は、政務活動費の充てることができる経費の範囲に従い、これを適性に執行し、常に町民に対し使途を明らかにするとともに説明責任を負うこと。

第7章 議会の体制整備

(委員会等の適切な運営)

第21条 常任委員会、特別委員会等は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切、かつ、迅速に対応するため、適切な運営により機動力を高めること。

(議員研修及び交流連携の充実強化)

第22条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図ること。

2 議会は、議員研修の充実強化にあたり、広く各分野の専門家、町民各層等との研修会を開催すること。

3 議会は、他との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会の在り方について調査研究を行うこと。

4 議員は、研修を行ったときは、別に定める「その他の申合せ事項」により、研修報告を議長に提出すること。

5 議会は、議会活動及び町政の課題に関する審議・調査・議会の資質向上のために、必要があると認めるときは、大学・研究機関等と連携がおこなえる。

6 議会は、一般選挙後速やかに全議員に、この条例の理念を浸透させるための研修会を行うこと。

(議会改革推進会議)

第23条 議会は議会改革に取り組むため、議会改革推進会議（以下会議）を設置できる。

2 会議は、議長が招集し議会運営委員会委員をもって、これを構成する。

3 議会は、必要と認めるときは議会改革推進会議に学識経験を有する者を加えることができる。

4 この条例の目的が果たされているか、適宜検証と検討を行うこと。

5 会議は検証の結果、制度の改善が必要と判断した場合は、適切な措置を速やかに講じること。

(議会事務局の体制整備)

第24条 議長及び議員は、議会事務局との連携を強め、政策形成及び立案を充実させるために、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るとともに、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮すること。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書の実充に努めること。

(議会広報の実充)

第25条 議会は、多くの町民に議会と町政への関心と理解を広げ、町民の意見を幅広く把握するために、多様な広報・広聴活動をおこなうこと。

2 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めること。

3 議会は、町民が議会における決定の過程及び結果に関する情報を入手することができるよう、広報紙の発行、インターネットの利用その他の方法により広報の実充に努めること。

第8章 議員の定数、議員報酬及び政治倫理

(議員定数)

第26条 議員定数は、昭和町議会の議員の定数を定める条例（平成14年昭和町条例第24号）で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、機能を発揮するため、人口、面積、財政力、町民意見などを総合的に判断して、適正な定数を決定すること。

3 議員定数改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望及び、町民の意思を十分考慮すること。

4 議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び、町長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、地方自治法第109条第6項、又は地方自治法第112条第1項の規定に基づき提出すること。

(議員報酬)

第27条 議員報酬は、昭和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年昭和町条例第17号）で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、町の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、他の市町村の動向、町の財政状況等を総合的に考慮するとともに、議会が有する役割、責任、町民意見、昭和町特別職報酬等審議会の意見などを総合的に判断して、適正な議員報酬を決定する。

- 3 議員報酬を改正する議案は、町民の直接請求による場合及び、町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会、又は議員から提出すること。

(議員の政治倫理)

第28条 議員は、職務に関する倫理を保持し、公正を疑わせるような行為をしてはならない。

- 2 議員は、地域行事等の参加負担に当たっては、寄付行為の疑念を抱かせないよう実費相当額の負担を徹底し、議会は、行事主催者に対しその理解を求めるよう努めること。
- 3 議員は、町長が統括している執行機関の委員（監査委員を除く。）、また、区長等の地区の代表又は補助金交付団体（受益団体）への代表に就任しないこと。

第9章 災害時の危機管理

(災害時への危機管理)

第29条 議会は、災害等が発生したときは、「昭和町議会災害対策本部設置要綱」（災害時議員行動マニュアル）により、対策本部を設置すること。

- 2 議会は、災害等の不測の事態から町民の生命・身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう協力し、危機管理体制に努めること。

第10章 補則

(適用範囲)

第30条 この条例は、議会及び議員がその職務を行い、又はその権限に基づき活動する場合に適用する。

(条例の見直し手順)

第31条 議会は、社会情勢の変化、町民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うこと。

- 2 議会は、この条例の目的が達成されているかについて、議会改革推進会議等で検証すること。
- 3 議会は、前項による検証の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日議会条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。